

## 公募要項の一部修正について（お知らせ）

「老人福祉センター横浜市泉寿荘 指定管理者公募要項」について、下記のとおり一部内容を修正しましたのでお知らせします。

### 1 修正箇所

公募要項 8 ページ

4 泉寿荘の概要 (6) 業務実施上の留意事項 ウ その他 (コ) 災害等発生時の対応

### 2 修正内容

#### 【修正前】

泉寿荘は、現段階では横浜市防災計画等に補完施設としての位置づけがあるため、指定管理者はその開設及び運営等に協力していただきます。このため、別途区と「災害時等における施設利用の協力に関する協定」を締結のうえ、本市の「指定管理者災害対応の手引き」にしたがい、あらかじめ必要な体制整備等を行う必要があります。

また、現段階では、横浜市防災計画等に位置づけがない場合でも、危機発生時の状況によっては、随時、施設に協力を求める可能性があり、指定管理者はそれに協力するよう努める義務があります。

現時点で福祉避難所として開設及び運営等に協力することができない場合であっても、今後福祉避難所として位置づけられる可能性があり、その場合には区と「福祉避難所に関する協定」の締結・危機発生時の体制整備を求めること、さらには福祉避難所としての位置づけがない場合であっても、危機発生時の状況によっては、随時、各施設に協力を求める可能性があり、各指定管理者はそれに協力するよう努める義務を負うこととします。

補完施設とは、次に掲げる場合の補完的避難場所として、あらかじめ災害時等における用途を指定せず、柔軟に活用する施設です。

指定管理者は、災害発生時等において速やかに、補完施設としての機能を果たせるよう施設の会場など必要な措置を講じ、区職員到着までは、指定管理者が施設の管理運営について責任をもってあたるものとします。

次に掲げる場合、一時的な避難場所として補充的避難所を開設します。

- a 避難者が多数で地域防災拠点だけでは収容しきれない場合
- b 避難者が少数で地域防災拠点に避難所を開設するまでに至らない場合
- c 地域防災拠点、または社会福祉施設では要援護者の受入が不十分な場合
- d その他区が特別に認める場合

現時点で補充的避難所として位置づけを持たない場合であっても、危機発生時には、随時、各施設に協力を求める可能性があります。

#### 【修正後】

泉寿荘は、現段階では横浜市防災計画等に帰宅困難者の一時滞在施設のほか補完施設としての位置づけがあるため、指定管理者はその開設及び運営等に協力していただきます。このため、別途区と「災害時等における施設利用の協力に関する協定」を締結のうえ、本市の「指定管理者災害対応の手引き」にしたがい、あらかじめ必要な体制整備等を行う必要があります。

また、現段階では、横浜市防災計画等に位置づけがない場合でも、危機発生時の状況によっては、随時、施設に協力を求める可能性があり、指定管理者はそれに協力するよう努める義務があります。

現時点で福祉避難所として開設及び運営等に協力することができない場合であっても、今後福祉避難所として位置づけられる可能性があり、その場合には区と「福祉避難所に関する協定」の締結・危機発生時の体制整備を求めること、さらには福祉避難所としての位置づけがない場合であっても、危機発生時の状況によっては、随時、各施設に協力を求める可能性があり、各指定管理者はそれに協力するよう努める義務を負うこととします。

補完施設とは、あらかじめ災害時等における用途を指定せず、柔軟に活用する施設です。

指定管理者は、災害発生時等において速やかに、補完施設としての機能を果たせるよう施設の会場など必要な措置を講じ、区職員到着までは、指定管理者が施設の管理運営について責任をもってあたるものとします。

(点線下線部分削除)